

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十年九月二十五日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

村上良子 広島県福山市能島三丁目六番二〇号

岡野陽一 東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑一八五八番地

二 送達すべき書類の名称

県道大竹湯来線局部改良工事（広島県大竹市地内）に係る土地収用事件の第一回審理開

催通知

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用（使用）しようとする土地の面積（ m^2 ）
		公簿	現況	公簿（ m^2 ）	実測（ m^2 ）	
広島県大竹市玖波町字木場	地番不明 ただし、 五六五又は 八六一一	畑保安林	雑種地	三四三二八 三四六	—	内収用 二八五・〇二 使用 二〇一・八五
		保安林	畑	三四三二八	—	内収用 三三三・五三 使用 一七・七三 一五・八〇

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十年十月六日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。